

# 住宅改修

# 新築

# 中古住宅

# 奨励金

## 《平成29年度 申し込みのお知らせ》

### 住宅改修

住宅改修奨励金を希望される方は、受付期間内に申し込みが必要ですよ。

### 住宅新築

新築住宅に対する奨励金額

- ④ 高齢者等配慮対策等級」に示す「等級3」バリアフリー住宅基準を満たす場合 10万円
  - ⑤ 北海道内の森林から産出され、町内で生産又は製品化された木材(地域材)を10㎡以上使用した場合 20万円
  - ⑥ 北海道内で森林管理認証された木材を1㎡以上使用し、COC認証を取得した業者が施工した場合は、1㎡当たり3万円。加算要件⑤との併用可(使用量については小数点以下切捨て) 上限40万円
- ※必須要件の60万円に、該当する加算要件を加えた額が、奨励金額となります。  
※工事着手前に申請が必要です。

### ●対象となる改修工事、区分など

① 町内建設業者が請負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工していない工事

### ③ 場所 建設課住宅グループ (役場2階中央付近)

② 改修に要する費用が50万円(消費税額等含む)以上

※一度、住宅改修奨励金の交付を受けている住宅は、申し込みできません。  
※申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

### ●必須要件 60万円



- ① 床面積80㎡以上、10年以上の定住を確約
- ② 住宅の品質確保等に関する法律第3条に規定する日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の「断熱等性能等級」に示された「等級4」を満たすこと

### ●受付期間など

- ① 期間 平成29年4月3日～4月20日 (土・日・祝日を除く)
- ② 時間 午前8時30分から午後5時15分

### ●事業概要

- ① 奨励金の額は、改修費用の20%で、50万円が限度です。
- ② 建築後10年以上を経過した住宅の改修工事で、改修後10年以上の定住を確約される方を対象とします。
- ③ 予算の範囲内での実施のため、申込者多数の際は抽選となる場合があります。

### ●加算要件

- ① 申請時に同居する中学生以下の子供がある場合 20万円
- ② 町外に2年以上住まれた方が持ち家を建設する場合(転入後1年以内に申請する場合を含む) 20万円
- ③ 町内の業者に発注する場合 50万円
- ④ 住宅性能表示基準、評価方法基準の

## 中古住宅

中古住宅購入に対する奨励金額

- 建物の固定資産税課税標準額が150万円以上の中古住宅を購入した場合が、奨励金の対象となります。奨励金の額は、30万円です。
- ※売買後1年以内の申請が必要です(課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています)。

### 問い合わせ・申し込み

建設課 住宅グループ  
☎76-2151  
(内線252、255)

## 津別町 空き家等撤去 促進事業

## 空き家・廃屋を自主的に取り壊す方に 費用の一部を助成します

### ■対象となる家屋

全国的にも空き家や廃屋の増加が、深刻な問題となつていきます。

◆ 居住者がおらず、十分な管理がされていないこれらの家屋は、町の景観を損ねるほか、倒壊の恐れや治安の悪化が心配されています。



### ■対象となる所有者

町内在住の有無や個人・法人を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状等の書類が必要となります。

### ■対象となる事業

津別町内の業者が取り壊しを行う場合のみ対象となります。

町外の業者が請け負うもの、また、個人が行うものは対象外となります。

### ■対象となる金額・補助額

対象となる工事金額は50万円以上です。補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円を上限とします。実質の補助額は、25万円から50万円となります。なお、申請する場合、業者からの見積書が必要となりますので、申請前に必ず業者へ相談し、見積書を取ってください。

### ■受付期間など

- ① 期間 平成29年4月3日～ (土・日・祝日を除く)
- ② 時間 午前8時30分から午後5時15分

※今年度の事業は、20件分を予定しております。定数に達した時点で締め切りとなりますので、お早めに申し込みください。この事業の活用を希望される場合は、役場の担当までご相談ください。

### 問い合わせ先

建設課 住宅グループ  
☎76-2151 (内線252、255)

## 空き家等撤去促進事業

### Q & A

- Q 建て替えを目的として、古い住宅を壊した場合、対象となる?
- A 住宅の建て替えを行うための取り壊しは対象外です。

- Q 取り壊すと固定資産税が上がる、と聞いたのだが?
- A 住宅の建っている土地は、税の軽減措置がされているので、住宅を取り壊した場合、土地の税額が上がる場合もあります。詳しくは、税務担当にご確認ください。

- Q 申請に必要な書類は?
- A 申請書類一式は役場の担当課にあります。業者からの工事見積書も必要なので、まず、町内業者に相談してください。